

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の規定に基づき、学校施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、市民の利用に供することにより、生涯学習及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校施設 つくば市立学校設置条例(昭和63年つくば市条例第53号)第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)の施設のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 体育館
- イ 武道場
- ウ 運動場
- エ 特別教室

(2) 市民 つくば市に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(3) 開放施設 学校教育法第137条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲において開放する学校施設をいう。

(教育委員会及び校長の責務)

第3条 つくば市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、第1条の目的を十分に理解し、開放施設の管理を行うものとする。

2 校長は、第1条の目的を十分に理解し、学校施設の開放に協力するものとする。

(使用者の責務)

第4条 開放施設を使用するもの(以下「使用者」という。)は、開放施設が学校教育の場であることを常に認識し、学校教育に支障のないよう十分な注意をもって使用しなければならない。

(開放施設等)

第5条 開放施設並びに開放施設の開放日及び開放時間は、教育委員会規則で定める。

(開放施設を使用することができるもの)

第6条 開放施設のうち体育館、武道場及び運動場を使用することができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 団体の構成員のうち10人以上が市民であること。
- (2) 団体の構成員のうち過半数が市民であること。
- (3) 開放施設を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者としてすることができること。

2 開放施設のうち特別教室を使用することができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 団体の構成員が5人以上であること。
- (2) 団体の構成員のうち過半数が市民であること。
- (3) 開放施設を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者としてすることができること。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるものは、開放施設を使用することができる。

(使用許可)

第7条 開放施設を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、学校の管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用許可の基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 主として営利を目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教活動に利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 開放施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (5) 学校の管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が不適當と認めるとき。

(使用料)

第9条 開放施設の使用料は、無料とする。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、開放施設を目的外に使用し、又は使用に関する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 公益上又は学校の管理上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 災害その他緊急やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、開放施設の使用を終了したときは、直ちに開放施設を原状に復さなければならない。前条の規定により使用許可を取り消され、使用を制限され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、開放施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条(第1号アからウまでに限る。)及び第6条第1項の規定は、令和6年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 開放施設の使用許可その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日又は前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。